

特定記録事務代行制度におけるオンライン委託申請等について

「特定記録事務代行等委託要領」の運営について」関係において、検査標章のみ取扱いとして定めることとし、国土交通省自動車局より別添1のとおり通達されました。

また、別添1の通達発出に伴い、同局より別添2のとおり通達されましたので、併せてお知らせ申し上げます。

指定整備工場様でOSS（ワンストップサービス）を実施されている事業場におかれましては、以下URL（国土交通省ホームページ）よりWEBにて登録が可能になりました。

登録記録事務代行制度への登録を希望される事業場様は以下URLよりWEBにて申請を行ってください。

◆記録等事務委託制度について（国土交通省ホームページ）

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk6_000053.html

特定記録事務代行申請に必要な書類につきましては、URLより記録事務ポータルへ入って頂きますと、表示されます！

■別添1：特定記録事務代行制度における検査標章に係る段取りについて

【別記様式1】 検査標章配布申請書兼受領書

【別記様式2】 検査標章授受出納簿（事業者用）

【別記様式4】 検査標章紛失届出書

■別添2：特定記録事務代行等委託要領の運用についての一部改正

【添付様式1】（特定記録）組織体制図・設備要件

【添付様式2】（特定記録）宣誓書（欠格事由）

【別記様式1】（特定記録）申請様式

【別記様式2】（特定記録）委託書

【別記様式4】（特定記録）変更申請書兼変更届出書

【別記様式5】（特定記録）変更承諾書

【別記様式6】（特定記録）業務廃止届出書

また、**軽自動車**については令和6年1月から自動車検査証を電子化するとともに、電子化された自動車検査証（電子車検証）への記録等に関する事務（特定記録等事務）を一定の要件を備える者に委託することができることとなりました。

申請につきましては、下記URL軽自動車検査協会ホームページより申請手続きしていただきますようよろしくお願いいたします。

https://www.keikenkyo.or.jp/keikyo_001862.html